

平成14年5月13日

金融庁長官

森 昭 治 殿

黒磯信用組合

金融整理管財人 小 峰 哲 夫



金融整理管財人 太 田 う る お う



預金保険法第80条に基づく「業務及び財産の状況等に関する報告」

及び「経営に関する計画」の提出について

当組合の業務につきまして、日頃より格別のご高配を賜り、誠に有難く厚くお礼申し上げます。

さて、預金保険法第 80 条の規程に基づき、標記について別添のとおり報告書及び計画書を提出いたします。

## 目次

頁

### I. 業務及び財産の状況等に関する報告

1. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について	
(1)はじめに	5
(2)経営破綻の原因	5
①当組合をとりまく経営環境と経営状況	5
②経営破綻に至った経緯	5
③破綻に至った要因	6
(3)管理を命ずる処分までの状況	6
①資本の状況	6
②自己資本回復の断念	6
2. 業務及び財産の状況について	
(1)与信業務	7
(2)預金業務	7
(3)投資等業務	8
①投資有価証券	8
②商品有価証券	8
(4)固定資産の状況	9
(5)不良債権の状況	9
(6)関連会社の状況	10
3. 事業譲渡等の見込みについて	
(1)基本方針	10
①早期譲渡	10
②優良な顧客基盤・資産の維持	10
③経費の削減	10
④地域金融機能の維持	10
⑤内部管理体制の整備	11
⑥責任追及体制の整備	11
(2)具体的な施策	11
(3)事業譲渡の見込み	11

## II. 経営に関する計画

頁

### 1. 「経営に関する計画」の基本方針

(1)円滑な事業譲渡の早期実施	1 2
(2)業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持、 優良な顧客基盤の維持	1 2
(3)公的費用の極小化	1 2
(4)地域経済への配慮	1 2
(5)内部管理体制の確立	1 2
(6)旧経営陣等の責任追及体制の確立等	1 3

### 2. 業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持の方針

(1)基本運営方針	1 3
(2)管財人会議、業務運営会議の設置	1 3
(3)個別業務運営方針 ①与信業務運営方針 ②資金調達業務運営方針 ③投資業務運営方針 ④経費運営方針 ⑤その他の業務運営方針	1 3 1 4 1 4 1 5 1 5

### 3. 事業譲渡等を円滑に行うための方策

(1)経営責任の明確化 ①旧経営陣の辞任等 ②役員退職慰労金	1 5 1 5 1 5
(2)経費の削減 ①人員及び人件費の削減 ②物件費の削減	1 5 1 6
(3)店舗統廃合	1 6
(4)保有資産の処分	1 6
(5)内部管理体制の整備	1 6
(6)関連会社の整理	1 6
(7)不良債権の回収強化	1 7

### 4. 法令等の遵守

5. 預金保険法第 83 条に定められた措置を 効果的に実施するための体制整備等.....	17
--	----

## I 業務及び財産の状況等に関する報告

### 1. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について

#### (1)はじめに

当組合は、平成13年12月7日、預金保険法第74条第5項に基づき、金融庁長官に対し、「その財産をもって債務を完済することができない」状況にある旨の申出を行いました。

これを受け、同日、金融庁長官より同法第74条第1項に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」(以下「管理を命ずる処分」という。)を受けました。

また、金融整理管財人は、同日付で、同法第80条に基づき「業務及び財産の状況等に関する報告及び経営に関する計画の作成命令」を受け、当組合の業務及び財産の状況等につき調査を行いましたので、以下のとおりご報告いたします。

なお、本調査作業につきましては、平成13年12月7日に選任されてから直ちに開始いたしましたが、時間的制約等もあり本報告書の内容について必ずしも十分ではないと思われる事項もあります。しかし、同法第83条に基づく旧経営陣の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査を続行しており、これらにつきましても、後日、より明らかにできるものと考えております。

#### (2)経営破綻の原因

##### ①当組合をとりまく経営環境と経営状況

当組合は、昭和30年12月3日、栃木県内に居住する地域住民の企業活動と生活の向上を目的として設立されました。

営業地域については、那須郡、塩谷郡、河内郡、大田原市、黒磯市、矢板市、宇都宮市としていますが、黒磯市内に本店及び三つの支店を置き、それ以外には店舗はなく、実質的には黒磯市を中心として営業を行っています。

営業体制は主として訪問・集金活動により小口の預金を集め、それを地域の中小零細企業者等に対して融資する等、地域密着経営を行っていました。

##### ②経営破綻に至った経緯

当組合は、協同組織金融機関として組合員への資金提供等業務拡大を図ってまいりましたが、バブル崩壊以降景気の長期低迷等によって、主要取引先である不動産業、建設業などの事業悪化などから貸出資産の劣化が進み、償却・引当額増加により自己資本額の減少を招きました。そこで、人件費を含めた経費の節減や出資金の増強に努め、平成13年3月期決算の自己資本率は5.11パーセントを確保しました。

しかし、有価証券の運用について、株式市況の悪化や外国債券に係る信用リスクの高まりから、仕組債及び外国債券を中心に、夏場以降評価損が急拡大したほか、取引

先の業績が一層悪化したことに加え、地価の下落に伴い担保不動産の評価額も減少しました。

そのため、平成13年9月末を基準として自己査定を実施したところ、更に貸出資産の劣化が進行していたことが判明し、多額の追加引当が必要になったことに加え、有価証券運用においても多額の評価損の計上を余儀なくされ、2,057百万円（貸倒引当金純繰入1,393百万円、有価証券償却663百万円）の償却・引当が必要となり、1,363百万円の債務超過となりました。

上記の事情で、当組合の財産をもって債務を完済できないと判断し、自主再建を断念、破綻公表をするに至りました。

### ③破綻に至った要因

融資審査内容については、例えば、担保物件の担保価値の評価の的確性について不明・不十分な点が見られること、漫然と返済期限を徒過させ積極的な回収の努力がみられず、貸出金の回収・管理も十分とは言えないこと、また優良取引先の確保の努力、大口債権化の抑制など融資資産の内容の健全化への施策も講じてきた跡が見られず、更に有価証券の購入にあたってもその決定手続きが不明確で、その後のリスク管理が不十分で多額の評価損を発生させたこと、貸出金を含めた資産運用面で効果的な経営施策が実現できなかつたこと等が破綻に至った主たる要因と考えます。

### (3)管理を命ずる処分までの状況

#### ①資本の状況

当組合は、平成13年3月期決算においては、5.11パーセントの自己資本比率を確保しました。

しかし、平成13年夏以降の有価証券の大幅な評価損の発生により、自己資本比率の低下など経営に重大な懸念が生じました。そこで、自己資本充実策として出資の増強を図りましたが、経済状況の低迷等の事由により目標額までには至らず、また関係団体等からの支援も困難な状況にありました。

こうしたなか、平成13年9月末現在で自己査定の見直しを実施したところ、前記の通り多額の償却、引当を必要とし、さらに有価証券に係る減損処理などにより、債務超過となり、自己資本比率も▲4.72パーセントになりました。

#### ②自己資本回復の断念

前記のような状況をふまえ、この状況を速やかに解消する確実な自己資本充実策が見込まれないことから、これ以上の事業継続は困難であり、当組合の財産をもって債務を完済できないとの判断に基づき、平成13年12月7日、預金保険法第74条第5項に基づく申出を行うにいたりました。

## 2. 業務及び財産の状況について

### (1)与信業務

当組合の与信業務については、主要営業地域である黒磯市の建設業、サービス業、卸売・小売業、飲食店業を含む中小零細企業者や個人への融資が多くを占めております。

<貸出残高推移> 店舗数：4店

(単位:百万円、%)

	10年3月末		11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均 (13年3月期)	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
貸出金残高	29,970	100.0	30,520	100.0	29,731	100.0	27,243	100.0	42,927	100.0
うち中小企業	19,183	64.0	20,303	66.5	19,914	67.0	18,464	67.8	29,059	67.7
うち個人	10,787	36.0	10,217	33.5	9,817	33.0	8,779	32.2	13,325	31.0
うちその他	—	—	—	—	—	—	—	—	543	1.3

※「その他」には、地方公共団体が含まれる。

### (2)預金業務

当組合の預金業務では個人預金の構成比が高く、主に中小企業主やその家族、従業員、知人への活動により維持されてまいりました。

<預金残高推移>店舗数：4店

(単位：百万円、%)

	11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均(13年3月末)	構成比
		構成比		構成比		構成比		
預金残高	36,215	100.0	36,813	100.0	36,828	100.0	65,732	100.0
うち個人預金	30,878	85.3	31,699	86.1	32,167	87.3	52,367	79.7
うち法人預金	5,021	13.8	4,600	12.5	4,188	11.4	11,118	16.9
うちその他	316	0.9	513	1.4	472	1.3	2,247	3.4

※「その他」には公金預金、金融機関預金が含まれる。

### (3)投資等業務

#### ①投資有価証券

投資有価証券につきましては、債券主体の運用を行ってまいりましたが、破綻公表後、資金繰り対策として売り切りを行う方針です。

<投資有価証券残高推移>

(単位：百万円)

	平成11年3月末	平成12年3月末	平成13年3月末	平成13年3月末の評価損益
				▲ 390
投資有価証券	3,078	3,008	4,253	0
国債・地方債	25	48	0	21
社債	158	394	1,280	▲ 14
株式	91	78	110	▲ 397
その他	2,804	2,488	2,863	0
貸付有価証券	—	—	—	

#### ②商品有価証券

当組合は、商品有価証券は保有していません。

(4)固定資産の状況

保有固定資産(営業用不動産、所有不動産)の状況は以下のとおりです。

今後は、業務運営上必要不可欠なもの以外は順次売却する方針といたします。

〈固定資産の状況〉(平成13年9月末時点)

(単位:百万円)

	土 地				建 物		
	件数	簿価取 得額	評価額	含み損 益	件数	簿価取 得価格	簿価償却 後
事業用 不動産	12	293	281	▲ 12	5	545	199
所有不 動産	5	456	268	▲ 188	—	—	—

(5)不良債権の状況

当組合の不良債権は以下のとおりとなっています。

<リスク管理債権の状況>

(単位:百万円、%)

区分	平成12年3月期		平成13年3月期		業界平均(13年3月期)	
	貸出金 残高	貸出金 に占める 割合	貸出金残 高	貸出金に 占める割 合	貸出金残 高	貸出金に 占める割 合
破綻先債権	1,234	4.1	619	2.3	1,163	2.3
延滞債権	8,115	27.3	8,520	31.3	4,402	8.8
3ヶ月以上 の延滞債権	97	0.3	75	0.3	195	0.4
貸出条件緩 和債権	2,818	9.4	2,378	8.7	2,239	4.5
合計	12,266	41.2	11,592	42.6	7,999	16.0

<金融再生法の開示債権>

(単位:百万円、%)

区分	平成13年3月期		業界平均(13年3月期)	
	金額	債権の占める割合	金額	債権の占める割合
破産更正債権等	2,452	7.8	3,310	6.2
危険債権	7,511	24.0	2,509	4.7
要管理債権	2,468	7.9	2,382	4.5
正常債権	18,888	60.3	44,816	84.6
合計	31,319	100.0	53,017	100.0

(6)関係会社の状況

関係会社はありません。

3. 事業譲渡等の見込みについて

(1)基本方針

①早期譲渡

預金保険機構による資金援助を前提に、円滑な事業譲渡を早期に行うことにより、金融仲介機能の維持および当組合の事業価値の劣化防止に努めます。

②優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信任を取り戻すとともに、顧客の信頼回復に全力を尽くします。

③経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、人件費・物件費等の営業経費の削減を図ります。

④地域金融機能の維持

当組合の営業地域において、引き続き地域の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないよう配慮いたします。

#### ⑤内部管理体制の整備

内部事務の厳正化及び相互牽制の徹底など体制面の整備を図り、受皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

#### ⑥責任追及体制の整備

預金保険法第 83 条に基づき、内部調査体制の整備を図り、旧経営陣等の責任を明確にいたします。

#### (2)具体的施策

預金保険法の趣旨を十分に踏まえ、上記基本方針に則った業務運営に努めつつ、業務の円滑な譲渡および善意かつ健全な取引先の保護のため早期に事業譲渡を行うよう最大限努力いたします。

#### (3)事業譲渡の見込み

事業譲渡を行う相手先については、信用組合としての事業特性や地域経済及び善意かつ健全な中小零細企業者を中心とする取引先への配慮を念頭に置き、事業譲渡先の選定を行った結果、那須信用組合と平成 14 年 2 月 8 日に事業譲渡契約を締結しました。

今後も、早期に事業譲渡できるよう努力してまいります。